

自然災害等に備えて、どのようなことに取り組んでいるのか教えてください!



水道・下水道の災害対策

近年、地震や台風、集中豪雨等の災害が立て続けに発生しています。これらの災害によって引き起こされる断水や浸水も、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすことがあります。今回は、災害に対する尼崎市での取組のうち、水道・下水道に関するものを紹介します。



Q 水道水や下水を運ぶ管の災害対策は?

A 水道 災害に強い配水管への取替工事を進めています

地震等の災害のときにも水道が使えるよう、災害に強い水道管を取り替える工事を進めています。

取替工事は、基幹となる配水管と重要施設(基幹病院や透析実施医療機関、避難所など)につながる配水管の耐震化を優先的に実施しています。

令和元(2019)年度末までに、市内の基幹管路の耐震化率を50%にすることを目指し、継続的に工事を進めています。



下水道 古くなった下水道管のリニューアル工事を進めています

市内には下水道管が1,000km以上あります。古くなっています。そのままにしておくと大きな地震で管が破損し、下水が浄化センターまで流れなくなることがあります。

そこで、古い管の内側に合成樹脂などの新しい管を作るリニューアル(更生)工事を進めています。これにより、管の寿命を延ばし、地震に強い管にすることができます。

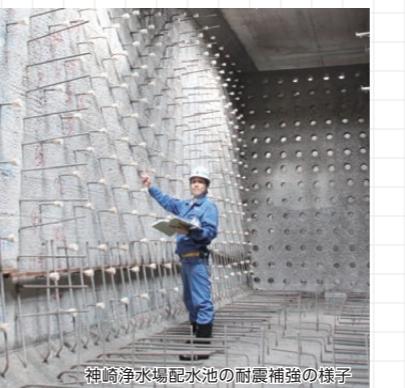


Q 水道や下水道の施設の災害対策は?

A 水道 災害に強い施設にするために耐震化を進めています

浄水処理した水道水を一時的にためておく配水池は、災害時には応急給水拠点としても活用されます。

神崎浄水場の地下には配水池があり、災害に強い施設にするために耐震化を進めています。



下水道 ポンプ場や下水処理場の耐震化を進めています

ポンプ場や下水処理場などの下水道施設が被災した場合、汚水や雨水の処理ができず、汚水による衛生環境の悪化や排水制限、浸水といった被害が予測されます。そのため、下水道施設の耐震化は非常に重要です。また、下水道施設の一部は津波等一時避難場所として指定を受けており、避難できる場所の確保のために施設建物の耐震化を進めています。

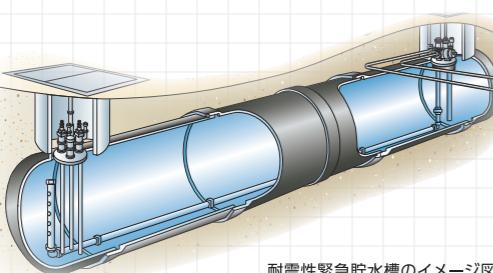


Q 災害が発生したときに役立つものは?

A 水道 災害時には耐震性緊急貯水槽からも飲料水を確保できます

耐震性緊急貯水槽は、災害時に飲料水を確保するタンクを兼ねた非常に大きな水道管です。災害時には遮断弁が自動的に作動し、貯水槽内に水道水が確保されます。この貯水槽1基で、約1万人に3日分以上の飲料水を提供することができます。

市内では、常陽中学校・武庫南小学校・尼崎北小学校・大島小学校・防災センター・北部防災センター・潮江緑遊公園一一の計7か所に設置しています。



下水道 指定避難所へのマンホールトイレ設置を進めています

地震などの災害が起きると、断水や下水道管の破損により、トイレが急に使えなくなることがあります。そこで、市内の指定避難所に災害時用のトイレの設置を計画的に進めています。

このマンホールトイレとは、マンホールの上に簡易な便座やパネルをつけるだけで、トイレとして使えるものです。設営が簡単で災害時でも素早く利用ができる、下水道管に直接放流ができるなど、衛生的な施設です。



Q 災害に備えてどのような訓練をしているの?

A 水道 市の防災訓練に参加しました

8月30日(金)、尼崎市防災総合訓練に尼崎市災害対策本部公営企業部として参加し、水道施設復旧訓練を実施しました。

水道管の破裂により周辺地域が断水した想定のもと、水道管路施設班が配水管の復旧に、また尼崎市水道工事業協同組合が給水管の復旧に当たりました。その他、広報車による巡回広報、高圧給水車や仮設給水栓からの応急給水を行いました。さらに、水槽内の濁った水を浄水装置により浄化し、水質検査を経て応急給水に用いる訓練も実施しました。



下水道 BCP実地訓練を実施しました

業務継続計画(Business Continuity Plan)とは、大きな災害などが発生し、業務機能が停止・停滯した際に、いち早くその機能を回復し、下水道機能を維持するための行動計画です。下水道部では、作成済の下水道BCPがきちんと機能するかを確認するために毎年、職員研修を行っています。

6月20日(木)に実地訓練を行い、簡易ポンプを使って浸水した場所の水を河川へ排水する作業や、マンホール蓋を開閉して下水道の状況を把握する作業に取り組みました。



もしものときに備えて水を備蓄しましょう



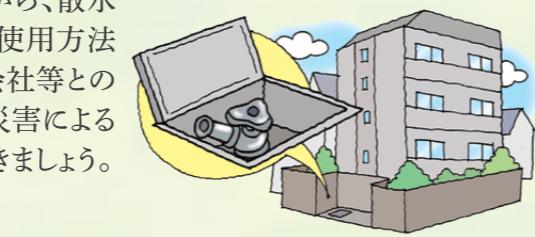
私たちの生活には水が必要不可欠です。日頃から1人1日3リットルの飲料水を3日分は備蓄しましょう。

- (1)清潔な保存容器を準備します。
- (2)容器内に空気が残らないよう、水道水で容器を満たし、ふたをしっかりと閉めます。湯冷ましや浄水器を通した水は、消毒のための塩素が含まれておらず、備蓄に向きません。必ずじや口から出る水道水をそのまま容器に入れてください。
- (3)直射日光が当たらない、風通しの良い室内に保管します。災害時に備蓄した水が取り出せない事態を防ぐため、複数の場所に分散させるなど工夫しましょう。保管の目安は夏場で3日間・冬場で7日間です。
- (4)保管期間が過ぎたものは洗濯や水やりなどに使って、新しい水道水に入れ替えましょう。

マンション・集合住宅にお住まいの方へ散水栓を知っていますか?

マンション・集合住宅など、電動ポンプを利用している建物の場合、停電するとポンプが作動せず、水道水をお使いいただけなくなることがあります。

これらの建物にはポンプを経由しないじやロ(散水栓)が設けられていて、停電時・ポンプ故障時でも水道水をお使いいただけます。平常時から、散水栓の位置の把握・使用方法の確認など、管理公社等との情報共有を行い、災害による停電等に備えておきましょう。



井戸水を下水道に流していませんか?

井戸水を使用し、下水道に流す場合は、届出が必要で、下水道使用料が発生します。詳しくはお客さまサービス課にお問い合わせください。



お客さまサービス課 下水道使用料担当

06-6489-6555

水道・下水道に関する各種お問い合わせは「上下水道電話受付センター」へ

06-6375-0002

土・日・祝日を含む 午前8時45分～午後5時30分まで受け付けています。(12月29日～1月3日を除く)

- 水道の使用開始・中止のお申込み
- 名義変更のお届け
- 水漏れ等の修繕のお申込み
- 口座振替・クレジットカード払いの手続きについて
- 道路のマンホールから汚水があふれている場合など

FAX 06-6375-0124

